

証券コード 6803
2018年6月1日

株主各位

東京都多摩市落合一丁目47番地
ティアック株式会社
取締役社長 英 裕 治

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月21日(木曜日)午後5時40分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 2018年6月22日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 資本金の額の減少ならびに剰余金処分の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teac.co.jp/jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いています。また、世界経済は、全体としては緩やかに回復しているものの、米国の金融政策正常化の影響、中国やその他アジア新興国経済の先行き、地政学的リスクの影響など、先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の中で当社グループは、再成長への投資を進める上での課題であった、収益の安定化と財務内容の健全化へ、構造改革の最終フェーズにグループ全体で取組み、一部次期の実現となったものを除き完遂いたしました。具体的には、当社および国内子会社における希望退職を含む、連結従業員数の削減、中国工場の移転、海外販売体制の見直し、連結在庫の大幅な圧縮、企業年金制度の改定、また関係会社の清算や海外遊休資産の売却等を進めてまいりました。これらの取組みにより、損益分岐点の低減と財務体質の改善が図られ、今後の再成長への投資を進める環境が整いました。

当連結会計年度におきましては、売上収益は前期を下回りましたが、希望退職等の実施による固定費削減効果により、本業の利益を表す個別開示項目前営業利益は前期損失から改善し、利益を計上することができました。営業利益につきましては、本業の改善に加え、希望退職に伴う割増退職金等の費用2億2千9百万円が発生したものの、希望退職に係る退職給付債務の清算に伴う利益1億5千8百万円、企業年金の一部DC化移行に伴う利益1億2千9百万円により前期と比較して改善しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は170億1千6百万円（前期比1.9%減）、営業利益は3億3千万円（前期比11.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益2億4千9百万円（前期親会社の所有者に帰属する当期損失5千2百万円）となりました。

当社グループは、当連結会計年度に業績の改善のため希望退職の募集等の固定費削減施策を実施し、減収ではあるものの営業利益は増益となり、親会社の所有者に帰属する当期利益も改善し黒字化しました。加えて棚卸資産の削減の実施により、前期△7億2百万円であった営業活動に伴うキャッシュ・フローも△1千2百万円と大幅に改善しました。しかしながら、主に米国における光ディスクドライブカルテル訴訟の進展（訴訟は既に終結）に伴う訴訟費用の支出約2億円により、当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しています。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、BtoB事業へのシフト、固定費等削減による業績の改善の結果、シンジケート・ローンの財務制限条項も遵守し、引き続き主要取引銀行の支援体制も十分確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

音響機器事業の売上収益は102億2千7百万円（前期比8.8%減）となり、セグメント営業利益は9億6百万円（前期比40.1%増）となりました。

高級オーディオ機器（ESOTERICブランド）は、国内販売において第4四半期に上市したSACDプレーヤーとネットワークプレーヤーの新製品や輸入スピーカーが堅調に推移しました。また、輸出も新製品を中心にアジア市場で好調に推移しましたが、第3四半期までの販売の低迷を取り戻すには至らず、前期と比較して減収となりました。しかしながら、固定費の削減などにより増益となりました。

一般オーディオ機器（TEACブランド）は、単品アナログ関連製品に旺盛な需要がありました。一体型レコードプレーヤーシステムが前期に比較して低調に推移した結果、全体としては減収となりましたが、固定費の削減などにより赤字幅は縮小しました。

音楽制作・業務用オーディオ機器（TASCAMブランド）は、BtoC事業においては、欧州で堅調に推移したものの、特に米国において主力のハンドヘルドレコーダーやオーディオインターフェースが低調に推移しました。BtoB事業においては、販路の見直しや値上施策により収益改善の取り組みを実施しました結果、特に日本と欧州でCD・ソリッドステート録音再生機器とブルーレイプレーヤーなどの設備向け業務用製品が堅調に推移しました。期初より掲げた目標であるBtoBへの事業シフトに向けた改革を行う中で、低調なBtoC事業の状況や新製品の上市遅れなどもあり、音楽制作・業務用オーディオ機器全体としては減収となりましたが、固定費の削減などにより増益となりました。

情報機器事業の売上収益は54億5千5百万円（前期比7.7%増）となり、セグメント営業利益は8億2千4百万円（前期比59.4%増）となりました。

航空機搭載用記録再生機器は、機内エンターテインメント機器が海外、国内共に低調であったことから減収となりました。計測機器は、データレコーダー（WX-7000）において大型プロジェクト向け出荷があったことから好調に推移しました。センサーは半導体製造装置向け販売が好調を維持したことから大きく伸長し、計測機器全体では大幅な増収となりました。医用画像記録再生機器は、消化器内視鏡向けの新製品が好調に推移しました。手術画像用レコーダーは海外で大手医療機器メーカーとの契約が取れたことから好調に推移し、医用画像記録再生機器全体では増収となりました。ソリューションビジネスは受託開発が好調に推移しました。一部海外販売子会社で継続している産業用光ディスクドライブは、需要減により減収となりました。

その他事業の売上収益は13億3千4百万円（前期比25.6%増）、セグメント営業利益は2千5百万円（前期比23.2%減）となり、増収増益となりました。

配当につきましては、単体において当事業年度中に剰余金の処分をすることができないことから、当期も無配のやむなきに至りました。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

企業集団の事業セグメント別売上収益の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別売上収益

区 分	第69期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)		第70期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
音 響 機 器 事 業	11,217	64.7	10,227	60.1	△990	△8.8
情 報 機 器 事 業	5,067	29.2	5,455	32.1	389	7.7
そ の 他	1,062	6.1	1,334	7.8	272	25.6
合 計	17,346	100.0	17,016	100	△330	△1.9

(2) 設備投資の状況

当社グループは、省力化、生産性の向上及び製品の信頼性向上のための投資を行っています。当連結会計年度の設備投資については、測定器、金型等を中心として経常的な投資にとどまりましたが、内訳は次のとおりであります。

(設備投資の金額には消費税は含みません。)

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	38	△63.3%
情報機器事業	110	73.0%
その他及び全社共通	36	3.0%
合計	<u>185</u>	<u>△9.1%</u>

また、所要資金は自己資金で賄っています。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする4金融機関と総額28億円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入残高は22億2千万円であります。

(4) 対処すべき課題

音響機器事業のBtoB事業の成長が、引き続き短期的な最重要課題と捉えております。これまでに国内外で取り組んだ構造改革や商品ラインナップの見直し、またマーケティング活動の成果を確実に刈り取ることに加え、競合他社が提供できていない付加価値を提供することで、新規市場での成長を目指してまいります。

市場ニーズをより正確に把握するために、顧客とのコミュニケーションの機会を増やすべく、国内外で人材の配置および体制の構築を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	日本基準	
	第 66 期 (2014年 3 月期)	第 67 期 (2015年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	22,444	20,328
営 業 利 益 (△損失) (百万円)	395	△270
経 常 利 益 (△損失) (百万円)	30	△689
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△248	△1,831
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△0.86	△6.36
純 資 産 (百万円)	3,678	3,202
総 資 産 (百万円)	17,582	15,445

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

区 分	IFRS			
	第 67 期 (2015年 3 月期)	第 68 期 (2016年 3 月期)	第 69 期 (2017年 3 月期)	第 70 期 (当連結会計年度) (2018年 3 月期)
売 上 収 益 (百万円)	20,434	20,455	17,346	17,016
営 業 利 益 (△損失) (百万円)	△1,403	43	295	330
税 引 前 当 期 利 益 (△損失) (百万円)	△1,832	△132	△8	324
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△損失) (百万円)	△1,870	△196	△52	249
基本的 1 株当たり 当期利益 (△損失) (円)	△6.49	△0.68	△0.18	0.86
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	2,002	756	571	825
1 株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	6.95	2.62	1.98	2.86
資 産 合 計 (百万円)	14,648	13,122	11,192	10,285
資 本 合 計 (百万円)	2,043	802	638	911

(注) 第68期より国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第67期のIFRSに基づいた諸数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2018年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は、Gibson Holdings, Inc. 及びGibson Brands, Inc. であります。Gibson Holdings, Inc. は、当社の株式157,447千株（議決権比率54.84%）を直接保有する当社の親会社であります。Gibson Brands, Inc. は、Gibson Holdings, Inc. の親会社であり、当社の株式157,447千株（議決権比率54.84%）を間接保有する当社の親会社であります。

なお、当社は両社と資本・業務提携契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
	千	%	
ティアック アメリカ, INC.	US\$ 38,360	100.0	当 社 製 品 の 販 売
ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	¥ 64,200	100.0	情報機器製品・高級オーディオ機器の製造受託、部品の製造販売
ティアック UK LTD.	GBP 3,800	100.0	当 社 製 品 の 販 売
ティアック ヨーロッパ GmbH	EUR 2,061	100.0	当 社 製 品 の 販 売
ティアックオンキョーソリューションズ株式会社	¥ 90,000	60.1	ソフト開発及びシステム機器販売
ティアック オーディオ (チャイナ) CO.,LTD.	HK\$ 27,000	100.0	音響機器の部品調達及び仲介
東莞ティアック エレクトロニクス CO.,LTD.	HK\$ 20,000	100.0	音 響 機 器 の 製 造 販 売
エソテリック株式会社	¥ 90,000	100.0	高級オーディオ機器の販売
ティアックカスタマーソリューションズ株式会社	¥ 10,000	100.0	当 社 製 品 の サ ー ビ ス
ティアックセールスアンドトレーディング (深セン) CO., LTD.	HK\$ 1,000	100.0	当 社 製 品 の 販 売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含めた議決権比率を記載しております。
 2. 100%間接保有の子会社は、ティアック UK LTD.、東莞ティアック エレクトロニクス CO.,LTD.、ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO.,LTD. であります。
 3. ティアック メキシコ S.A. de C.V.は、2017年10月18日をもって清算を終了しました。
 4. P.T.ティアック エレクトロニクス インドネシアは2018年3月6日をもって清算を終了しました。
 5. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 製 品
音 響 機 器 事 業	高級オーディオ機器、一般オーディオ機器、音楽制作・業務用オーディオ機器
情 報 機 器 事 業	航空機搭載用記録再生機器、医用画像記録再生機器、計測機器 (トランスデューサー、データレコーダー)、ソリューションビジネス、介護支援個別ケアシステム、産業用光ドライブ

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

テ ィ ア ッ ク 株 式 会 社	本社	東京都多摩市
-------------------	----	--------

② 子会社

ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	本社及び工場	東京都青梅市
テ ィ ア ッ ク ア メ リ カ , I N C .	本社	米国 カリフォルニア州
テ ィ ア ッ ク ヨ ー ロ ッ パ G m b H	本社	ドイツ ヘッセン州
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	本社及び工場	中国 広東省

(9) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
688 名	△50 名

- (注) 1. 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 使用人数減少の主な理由は、当社が実施した希望退職者の募集による減員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	2,220 百万円

- (注) シンジケートローンは株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする4金融機関によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 288,118,003株 (自己株式1,199,131株を除く)
 (3) 株主数 13,204名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G i b s o n H o l d i n g s , I n c .	千株 157,447	% 54.65
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,433	1.19
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	3,123	1.08
オ ン キ ヨ ー 株 式 会 社	2,894	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,742	0.95
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,007	0.70
安 藤 収	2,000	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	1,868	0.65
株 式 会 社 S B I 証 券	1,578	0.55
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,342	0.47

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,199,131株) を控除して計算しております。
 2. 2018年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2018年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	英 裕 治	CEO
取 締 役	野 村 佳 秀	CFO
取 締 役	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ	Gibson Brands, Inc. 会長CEO Gibson Holdings, Inc. 会長CEO
取 締 役	デビット・ペリーマン	Gibson Brands, Inc. 社長 Gibson Holdings, Inc. 社長
取 締 役	ソロモン・ピチオート	Gibson Brands, Inc. 取締役
取 締 役	ブルース・エイ・ミッチェル	Gibson Brands, Inc. Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary
取 締 役	ベンソン・ケイ・ウー	Gibson Brands, Inc. CFO
取 締 役	ジェラルド・エル・ ジェイ・ダンジュー	Reverb.com. 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	牧 野 信 明	
取 締 役 (監査等委員)	原 琢 己	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	坂 口 洋 二	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）原 琢己及び坂口洋二の両氏は、社外取締役であります。また、原 琢己及び坂口洋二の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（常勤監査等委員）牧野信明氏は当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、また、取締役（監査等委員）坂口洋二氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、牧野信明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	8名	66百万円
取締役（監査等委員）	3名	21百万円
合 計	11名	87百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 （監査等委員）	原 琢 己	取締役（監査等委員）就任後に開催の取締役会4回及び当事業年度に開催の監査等委員会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	坂 口 洋 二	取締役（監査等委員）就任後に開催の取締役会4回及び当事業年度に開催の監査等委員会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員（2名）の報酬等の総額は、9百万円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 58百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である米国会計基準に基づく監査業務についての対価を支払っております。

(4) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社5社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 業務執行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 業務執行取締役は、株主総会、取締役会及び関連資料等、業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行う。
- 2) 業務執行取締役は、上記情報の保存及び管理の監視・監督責任者として、必要に応じて取締役、内部監査室、会計監査人、社内関連部門が閲覧できるよう保存期間管理する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、損失の危険の管理を統括する組織として、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を設け、当該委員会は、当社企業グループのリスクマネジメント業務を統括する。取締役会は、当社企業グループ横断的な視点からリスクマネジメントの基本方針、その他重要事項の決定を行う。
- 2) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループに内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、当社企業グループのリスクマネジメント状況を監督し、毎年度見直しを行う。当社企業グループにおいては、平時は、当社各部門及び各子会社においてリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減化に取り組むとともに、有事は「危機管理規程」に従い、当社企業グループ全体として対応することとする。

③ 業務執行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、定時取締役会、臨時取締役会により、会社法の要請に基づく重要事項の決定並びに業務執行取締役の業務執行状況の監督等を行う。さらに、経営効率を向上させるため、全取締役及び執行役員等の事業責任者が出席する経営執行会議を開催し、当社企業グループの業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。当社においては、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。
- 2) 当社企業グループの業務執行について、業務執行取締役及び執行役員等の事業責任者は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社企業グループの経営目標を設定し、それらは取締役会において決議される。当社各部門及び各子会社においては、その経営目標達成に向け具体策を立案・実行し、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。また、取締役会は、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にチェックを行う。

- 3) 当社企業グループは、日常の業務の遂行に際し、各レベルの責任者が職務権限の委譲に基づき、業務を遂行する体制をとる。
- ④ 業務執行取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループのコンプライアンスを統括する。コンプライアンスの推進については、「ティアックグループコンプライアンス規程」を制定し、業務執行取締役は、使用人がコンプライアンスを重視して自らの業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - 2) 当社は、公益通報者保護法に基づく「内部通報制度」により、業務執行取締役・使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気付いたときは、制度で定める「窓口部門」に通報しなければならないと定めており、運用状況を四半期毎に取締役会に報告する。会社は通報者、通報内容について開示しないものとする。各当社子会社においても、同法若しくは適用される同種の法令を準用して、同等の内部通報制度を運用する。
 - 3) 「ティアックグループコンプライアンス規程」において、ティアックグループ社員は反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為をしてはならない旨規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
 - 4) 業務執行取締役は、財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を毎年度評価、報告する体制を整備し運用する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 業務執行取締役は、当社企業グループ各社の業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて取締役、内部監査室、社内関連部門の閲覧可能な状態とする体制を整備する。
 - 2) 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を通じて、当社企業グループ各社のコンプライアンス・リスク管理教育、指導を行うとともに問題点の把握に努める。
 - 3) 内部監査室は、当社及び当社企業グループの組織体制の整備及び業務の執行状況を評価し、経営改善のための提言を行うとともに、不適切な取引又は会計処理を防止する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととする。
- ⑦ ⑥の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に係わる事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査等委員会の意見を考慮して行う。
 - 2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- ⑧ 業務執行取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 業務執行取締役は、当社企業グループに係り、当社取締役会規程に定める取締役会決議事項（法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項）並びに各業務執行取締役の職務の状況についての報告を実施するための体制をとる。
 - 2) 業務執行取締役及び執行役員等の事業責任者は、当社企業グループの重要な業務の執行状況について監査等委員会へ報告をするための体制をとる。
 - 3) 業務執行取締役は、監査等委員会の業務監査にあたり使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
 - 4) 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知する。
 - 5) 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を業務執行取締役及び使用人に周知徹底する。
 - 6) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」ほか経営執行会議下部組織は、監査等委員会に定期的に報告をするための体制をとる。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的又は随時会合をもち、意見交換を行い、相互的意思疎通を図れる体制をとる。

- 2) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役及び使用人に、業務に関する説明又は報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- 3) 当社は、監査等委員会が、必要に応じて内部監査室及び内部監査に関連する管理部門に調査を求める場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- 4) 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

① 監査等委員会設置会社への移行

当社は、2016年6月21日開催の第68回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

② 法令遵守体制

当社は、海外子会社の現地社員にも共通して適用される「ティアックグループコンプライアンス規程」を日本語・英語版にて策定しており、子会社各社への送付、イントラネット上への掲載、研修等の方法により周知させ、コンプライアンスの徹底を図っております。

当社グループ会社の役職員の職務分掌に係り必要となる法令については、各法令の主管部門より随時関連する法令情報等の提供及び指導を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報制度を設けており、取締役会へ通報状況の四半期報告を実施し、コンプライアンスの実効性向上に努め、ハラスメント防止規程を運用することにより、社内の健全な労働環境維持を図っております。

③ リスク管理

当社は、「ティアックグループリスク管理方針」を策定し、グループ会社を含めたリスク管理を行っております。

年度毎に、ビジネスリスクマネジメント委員会が中心となり、リスクアセスメント、リスク管理テーマの設定、対策、対策状況モニタリング、結果総括を実施するとともに、取締役会へ対応状況の四半期報告を実施し、リスク状況のタイムリーな把握と対策実施によるリスクの低減に努めております。

④ グループ会社管理

当社は、「関係会社管理規程」を策定し、子会社の管理方針及び管理体制を定め、子会社の指導を行うとともに、必要なサポートを行っております。

また、子会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査室による内部監査を実施して、当社グループにおける業務の適正性を確保しております。

⑤ 監査等委員会の監査

当社は、監査等委員会を毎月開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し随時意見を述べたほか、内部監査室や会計監査人と相互連携し、また、実査、往査も行い、監査の実効性確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を四捨五入して表示しております。また、比率は表示桁未満を四捨五入してあります。

連結財政状態計算書(国際会計基準)

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	8,297	流 動 負 債	5,515
現金及び現金同等物	2,142	借 入 金 等	2,644
営業債権及びその他の債権	3,624	営業債務及びその他の債務	1,419
棚 卸 資 産	2,255	引 当 金	575
その他の流動資産	276	未 払 法 人 所 得 税	6
非 流 動 資 産	1,988	そ の 他 の 金 融 負 債	13
有形固定資産	1,347	そ の 他 の 流 動 負 債	857
無 形 資 産	228	非 流 動 負 債	3,859
その他の投資	181	借 入 金 等	234
繰延税金資産	24	退職給付に係る負債	3,505
その他の金融資産	179	引 当 金	51
その他の非流動資産	29	繰 延 税 金 負 債	8
		その他の非流動負債	60
		負 債 合 計	9,374
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	825
		資 本 金	6,000
		資 本 剰 余 金	74
		自 己 株 式	△121
		利 益 剰 余 金	△1,935
		利 益 剰 余 金	△3,430
		(IFRS移行時の累積換算差額)	
		その他の資本の構成要素	237
		非 支 配 持 分	86
		資 本 合 計	911
資 産 合 計	10,285	負 債 及 び 資 本 合 計	10,285

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結損益計算書(国際会計基準)

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	17,016
売 上 原 価	10,099
売 上 総 利 益	6,917
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,602
そ の 他 の 損 益	△44
個 別 開 示 項 目 前 営 業 利 益	271
個 別 開 示 項 目	59
営 業 利 益	330
金 融 収 益	167
金 融 費 用	173
税 引 前 当 期 利 益	324
法 人 所 得 税 費 用	55
当 期 利 益	269
当 期 利 益 の 帰 属 先 :	
親 会 社 の 所 有 者 持 分	249
非 支 配 持 分	20
合 計	269

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結持分変動計算書(国際会計基準)

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本 剰余金	自己 株式	利益 剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
2017年4月1日残高	6,000	74	△120	△2,217	△3,430
当期包括利益					
当期利益				249	
その他の包括利益					
当期包括利益合計	—	—	—	249	—
所有者との取引等					
自己株式の取得			△1		
所有者との取引等計	—	—	△1	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替				33	
2018年3月31日残高	6,000	74	△121	△1,935	△3,430

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の 資本の 構成要素	合計		
2017年4月1日残高	265	571	66	638
当期包括利益				
当期利益		249	20	269
その他の包括利益	5	5		5
当期包括利益合計	5	254	20	274
所有者との取引等				
自己株式の取得		△1		△1
所有者との取引等計	—	△1	—	△1
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	△33	—		—
2018年3月31日残高	237	825	86	911

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	5,361	流動負債	6,716
現金及び預金	1,782	支払手形	273
受取手形	521	買掛金	235
売掛金	1,446	短期借入金	2,220
商品	669	関係会社短期借入金	2,490
原材料	450	1年内返済予定の長期借入金	73
前払費用	180	リース負債	9
関係会社短期貸付金	144	未払金	830
未収入金	174	未払法人税等	208
その他金	14	前受り金	56
貸倒引当金	△23	預賞引当金	23
固定資産	8,300	賞与引当金	84
有形固定資産	1,527	製品保証引当金	57
建物	347	返品調整引当金	36
構築物	0	訴訟損失引当金	10
機械及び装置	0	未払消費税等	48
車両運搬具	0	その他	13
工具、器具及び備品	90	固定負債	3,518
土地	1,074	長期未払金	50
リース資産	14	長期借入金	186
無形固定資産	142	リース負債	6
ソフトウェア	139	退職給付引当金	3,255
その他	2	資産除去債	11
投資その他の資産	6,630	その他	8
投資有価証券	69	負債合計	10,235
関係会社株式	6,333	(純 資 産 の 部)	
関係会社長期貸付金	238	株主資本	3,433
長期前払費用	12	資本金	6,000
長期未収入金	208	資本剰余金	306
敷金及び保証金	138	資本剰余金	306
破産更生債権	171	利益剰余金	△2,752
その他	5	その他利益剰余金	△2,752
貸倒引当金	△546	繰越利益剰余金	△2,752
資産合計	13,662	自己株式	△120
		評価・換算差額等	△6
		その他有価証券評価差額金	△6
		純資産合計	3,427
		負債及び純資産合計	13,662

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,799
売 上 原 価		6,242
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		△12
売 上 総 利 益		4,569
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,731
営 業 損 失		△161
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	0	
受 取 地 代 家 賃	123	
為 替 差 益	39	
そ の 他	5	176
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	107	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	38	
不 動 産 賃 貸 原 価	27	
関 係 会 社 清 算 損	12	
そ の 他	18	210
経 常 損 失		△196
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 改 定 益	65	65
特 別 損 失		
早 期 希 望 退 職 関 連 費 用	253	
そ の 他	4	258
税 引 前 当 期 純 損 失		△389
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△10	△10
当 期 純 損 失		△378

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
2017年4月1日残高	6,000	306	△2,373	△119	3,813	3	3,816
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失			△378		△378		△378
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△10	△10
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△378	△0	△379	△10	△389
2018年3月31日残高	6,000	306	△2,752	△120	3,433	△6	3,427

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

ティアック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森部 裕次 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティアック株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ティアック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

ティアック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森部 裕 次 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアック株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月18日

ティアック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 牧野 信明 ㊟

監査等委員 原 琢己 ㊟

監査等委員 坂口 洋二 ㊟

(注) 監査等委員原 琢己及び同坂口洋二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、2018年5月16日付の取締役会決議において、会社法第195条第1項に基づき、2018年10月1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定しました（本総会において本議案が原案通り承認可決されることを条件としております。）。

これにあたり、単元株式数の変更後においても単元株式の価値が同等に維持されることを目的として、当社株式について10株を1株とする株式併合を実施します。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合したいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は28,931,713株となります（実施前は289,317,134株）。

注：併合後の発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配します。

3. 株式併合の効力発生日

2018年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

4千万株（現在4億株）

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するとともに、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

本議案は、第1号議案（株式併合の件）が原案どおり承認可決されることを前提として、2018年10月1日をもって、当社定款の一部を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>4億株</u>とする。</p> <p>（第7条、省略）</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>（第9条～第35条、省略）</p> <p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>4千万株</u>とする。</p> <p>（第7条、現行どおり）</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>（第9条～第35条、現行どおり）</p> <p>附則 <u>第1条</u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>（現行どおり）</p> <p><u>第2条（株式併合に関する経過措置）</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成30年10月1日をもって、その効力が発生するものとし、同日をもって本条を削除する。</u></p>

第3号議案 資本金の額の減少ならびに剰余金処分の件

当社は、現在欠損が生じている繰越利益剰余金を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条に基づき、資本金の額を減少いたしたいと存じます。また、前記資本金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金を、損失の補填に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、本議案は、いずれも当社「純資産の部」における項目間の振替処理に関するものであり、当社の純資産額および発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

(1) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

2018年3月31日現在の資本金の額6,000,000,000円を2,500,000,000円減少して3,500,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

② 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2018年7月27日を予定しております。

(2) 剰余金の処分内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金2,752,681,807円を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充たいたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,752,681,807円

② 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 2,752,681,807円

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会からは、特段の意見はありません。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<small>はなぶさ</small> <small>ゆう</small> <small>じ</small> 英 裕 治 (1961年9月17日生)	1985年4月 当社入社 2001年2月 当社タスカム部長 2004年6月 当社執行役員タスカムビジネスユニットマネージャー 2005年5月 当社執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント 2006年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	135,000株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、音響機器事業に従事し、執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント等を経て、2006年から業務執行の最高責任者である取締役社長、現在では取締役社長CEOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
2	<small>の</small> <small>むら</small> <small>よし</small> <small>ひで</small> 野 村 佳 秀 (1954年8月11日生)	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社業務企画部長 2003年8月 当社財務部長 2004年6月 当社執行役員財務部長 2007年6月 当社取締役財務部長 2010年4月 当社取締役コーポレート本部長 2012年5月 当社取締役コーポレート本部長兼経営情報部長 2013年4月 当社取締役財務担当 2013年6月 当社取締役CFO（現任）	80,000株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、取締役コーポレート本部長等を経て、現在では取締役CFOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ (1953年3月3日生)	1985年3月 Gibson Guitar Corp. (現：Gibson Brands, Inc.) 会長 1992年1月 同社会長CEO (現任) 2012年11月 Gibson Holdings, Inc. 会長CEO (現任) 2013年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 会長CEO Gibson Holdings, Inc. 会長CEO	0株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、長年にわたる音響機器業界での経験や、米国企業での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っており、引き続き取締役候補者としました。</p>		
4	デビット・ベリーマン (1952年1月7日生)	1985年3月 Gibson Guitar Corp. (現：Gibson Brands, Inc.) 社長 (現任) 2012年11月 Gibson Holdings, Inc. 社長 (現任) 2013年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 社長 Gibson Holdings, Inc. 社長	0株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、長年にわたる音響機器業界での経験や、米国企業での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っており、引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	ソロモン・ピチオート (1953年10月2日生)	1979年8月 Republic National Bank of NewYork (現:HSBC Bank USA) 入社 2001年12月 Gibson Guitar Corp. (現:Gibson Brands, Inc.) 取締役 2005年5月 Precision Asset Management COO 2006年8月 M. Safra & Co. Treasurer 2013年5月 Gibson Guitar Corp. (現:Gibson Brands, Inc.) 取締役 (現任) 2013年6月 当社取締役 (現任) 2015年1月 SPNY Capital LP Treasurer (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 取締役	0株
[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携 契約に基づき推薦を受けた候補者であり、長年にわたる音響機器業界での経験や、米国企業 での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行って おり、引き続き取締役候補者となりました。			
6	ブルース・エイ・ミッチェル (1955年4月16日生)	1996年12月 CompBenefits Corporation Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary (1997年9月～1998年6月 同社CFO 兼務) 2009年10月 Gibson Guitar Corp. (現:Gibson Brands, Inc.) Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary (現任) 2016年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary	0株
[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携 契約に基づき推薦を受けた候補者であり、米国における弁護士・公認会計士としての知識や、 米国企業での法務担当としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への 助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	ベンソン・ケイ・ウー (1954年11月21日生)	1999年9月 Metris Companies Inc. CFO & Senior Vice President, Business Development 2003年9月 Trimas Corporation CFO 2005年9月 Tower Automotive Inc. Vice President & Treasurer 2007年7月 Prestolite Electric inc. Executive Vice President & CFO 2014年6月 Rayonier Advanced Materials Inc. Senior Vice President & CFO 2015年12月 Gibson Brands, Inc. CFO 2016年6月 当社取締役 (現任) 2018年2月 Gibson Brands, Inc. CFO (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. CFO	0株
	[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、米国企業でCFOとして豊富な経験と幅広い知見を有しており、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。		
8 ※	アラン・ジェイ・カー (1970年3月2日生)	1995年9月 Ravin, Sarasohn, Fisch, Baumgarten & Rosen LLP, Associate 弁護士 1997年7月 Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP, Associate 弁護士 2003年12月 Strategic Value Partners, LLC, Managing Director 2013年9月 Drivetrain Advisors, Ltd., Managing Member & CEO (現任) 2018年4月 Gibson Brands, Inc. 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 取締役	0株
	[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、弁護士としての経験を有し、法律、企業再建に関する実践的知見を有していることから、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ氏は、Gibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. の会長CEOを兼務しております。
デビット・ベリーマン氏は、Gibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. の社長を兼務しております。
ソロモン・ピチオート氏は、Gibson Brands, Inc. の取締役を兼務しております。
アラン・ジェイ・カー氏は、Gibson Brands, Inc. の取締役を兼務しております。
Gibson Brands, Inc. は、当社の親会社であり、当社との間で資本・業務提携契約を締結しております。また、当社と同社は、音響機器事業の一部において競業関係にあります。
Gibson Holdings, Inc. は、当社の親会社であり、当社との間で資本・業務提携契約を締結しております。
3. 取締役候補者の当社の親会社および同社の子会社における地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、次のとおりであります。

(1) ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ氏

① 次の各会社の会長CEO

Epiphone Qingdao Musical Instrument, Co., Ltd.、Gibson Acquisition Corp.、Gibson Audio, Inc.、Gibson Café and Gallery, LLC、Gibson Development Stage Holdings, Inc.、Gibson Entertainment, Inc.、Gibson Europe B.V.、Gibson Brands Canada, Ltd.、Gibson Guitar France SARL、Gibson Guitar GmbH、Gibson Guitar Limited、Gibson Guitar Promocoos de Instrumentos Musicais, S/C Ltda.、Gibson Guitar Singapore Pte., Ltd.、Gibson Guitar Technology, Inc.、Gibson International Sales LLC、Gibson International, Inc.、Gibson Kids, Inc.、Gibson Med, S.r.l.、Gibson Pianos Mexico, S. de R.L. de C.V.、Gibson Pro Audio Corp.、Gibson Slingerland Tobias, Inc.、Gibson Valley Arts, Inc.、Gibson Ventures, Inc.、Ji Sheng Bo Yun Musical Instrument Trading Co., Ltd.、musicYo.com Corporation、Opcode Corporation、Qingdao Gibson Musical Instruments, Inc.、Cakewalk, Inc.、American Latin Music Awards, Inc.、Baldwin (Zhongshan) Piano & Musical Instrument Co., Ltd.、Baldwin Dongbei (Yingkou) Piano Musical Instrument Co., Ltd.、Baldwin Piano, Inc.、Take Anywhere Technologies、Wurlitzer Corp.

② 次の各会社の取締役

株式会社GIBSON GUITAR CORPORATION JAPAN、Gibson Innovations Limited、Consolidated Musical Instruments, LLC、Gibson Innovations USA, Inc.、Gibson Brands (CIS) Limited Liability Company、Gibson Guitar Hong Kong Limited、Gibson Innovations Austria GmbH、Gibson Innovations Denmark A/S、Gibson Innovations Germany GmbH、Gibson Innovations Italy Srl、Gibson Innovations Netherlands B.V.、Gibson Innovations UK Limited、Gibson Innovations (Shanghai) co., Ltd. Gibson Innovations (Shenzhen) Co., Ltd.

(2) デビット・ベリーマン氏

① 次の各会社の社長

Epiphone Qingdao Musical Instrument, Co., Ltd.、Gibson Acquisition Corp.、Gibson Audio, Inc.、Gibson Café and Gallery, LLC、Gibson Development Stage Holdings, Inc.、Gibson Entertainment, Inc.、Gibson Europe B.V.、Gibson Brands Canada, Ltd.、Gibson Guitar France SARL、Gibson Guitar GmbH、Gibson Guitar Limited、Gibson Guitar Promocoes de Instrumentos Musicais, S/C Ltda.、Gibson Guitar Singapore Pte., Ltd.、Gibson Guitar Technology, Inc.、Gibson International Sales LLC、Gibson International, Inc.、Gibson Kids, Inc.、Gibson Med, S.r.l.、Gibson Pianos Mexico, S. de R.L. de C.V.、Gibson Pro Audio Corp.、Gibson Slingerland Tobias, Inc.、Gibson Valley Arts, Inc.、Gibson Ventures, Inc.、Ji Sheng Bo Yun Musical Instrument Trading Co., Ltd.、musicYo.com Corporation、Opcode Corporation、Qingdao Gibson Musical Instruments, Inc.、American Latin Music Awards, Inc.、Baldwin Piano, Inc.、Take Anywhere Technologies、Wurlitzer Corp.

② 次の各会社の取締役

株式会社GIBSON GUITAR CORPORATION JAPAN、Cakewalk, Inc.、Consolidated Musical Instruments, LLC、Baldwin (Zhongshan) Piano & Musical Instrument Co., Ltd、Baldwin Dongbei (Yingkou) Piano Musical Instrument Co., Ltd、Gibson Innovations Denmark A/S、Gibson Innovations Germany GmbH、Gibson Innovations Iberia, S.L、Gibson Innovations Netherlands B.V.、Gibson Innovations Poland Sp. z.o.o.、Gibson Services Poland Sp. z.o.o.、Gibson Innovations UK Limited

(3) ブルース・エイ・ミッチェル氏

次の各会社の取締役

Gibson Guitar India Private Limited、Gibson Innovations USA, Inc.、Gibson Guitar Hong Kong Limited、Neat Audio Acquisition Corp.、Gibson Innovations Denmark A/S、Gibson Innovations Netherlands B.V.

4. 当社は、ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ、デビット・ベリーマン、ソロモン・ピチオート、ブルース・エイ・ミッチェルおよびベンソン・ケイ・ウーの5氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、5氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、アラン・ジェイ・カー氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1 ※	よし ひら くに ひこ 吉 村 邦 彦 (1957年4月21日生)	1981年4月 当社入社 2001年8月 ドイツ現地法人財務部長 2005年5月 当社情報企画部長 2008年7月 当社内部監査室長 2010年4月 当社財務部長（現任）	15,000株
	<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>入社以来、主に財務・経理、監査関連業務に従事し、数か国における海外現地法人勤務や内部監査室長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、財務および会計等に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とした。</p>		
2	はら たく み 原 琢 己 (1971年8月11日生)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2001年10月 安井総合法律事務所入所 2011年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年1月 安井・原法律事務所所長（現任）	0株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>弁護士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	さか ぐち よう じ 坂 口 洋 二 (1972年7月24日生)	1996年4月 中央監査法人入所 1999年1月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所入所 2000年11月 公認会計士登録 2001年9月 クレディ・スイス・ファースト・ポストン証券会社東京支店入社 2005年10月 坂口洋二公認会計士事務所所長 2006年5月 税理士登録 2006年10月 AIGジャパン・パートナーズ株式会社入社 2012年10月 坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長（現任） 2013年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	0株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、原 琢己および坂口洋二の両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、吉村邦彦氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。
4. 原 琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 原 琢己および坂口洋二の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
電話 042-374-0111 (代)



交 通

京王相模原線「京王多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車	徒歩 約2分